

電気需給契約サービス内容説明書  
(横浜FCプランLP用)

株式会社グリムスパワー



# 電気需給契約サービス内容説明書

## 必ずご契約前にお読みください

- 本紙は、電気事業法第2条の13第1項および第2項ならびに電気事業法施行規則第3条の12および第3条の13にもとづき、お客さまと株式会社グリムスパワー（以下「当社」といいます。）との電気需給契約（以下「需給契約」といいます。）の概要を説明するものです。
- 需給契約に係るご契約内容の詳細および電気料金等につきましては、当社が別に定める電気供給約款（2020年2月1日実施。以下「供給約款」といいます。）および料金表[供給電圧が低圧のお客さま用（横浜FCプランLP用）]（2020年2月14日実施）をご参照ください。
- 当社は、供給約款または料金表を供給約款に定める手続きにしたがい、変更することがあります。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の電気供給約款または料金表によります。なお、電気需給契約サービス内容説明書は、供給約款または料金表の変更に応じて変更されます。

## 1. 需給契約のサービス区域について

お客さまと当社との需給契約におけるサービス区域は、次のとおりといたします。ただし、離島（一般送配電事業者のその供給区域内において自らが維持し、および運用する電線路が自らが維持し、および運用する主要な電線路と電氣的に接続されていない離島として経済産業省令で定めるものに限り）は除きます。

東京電力パワーグリッド株式会社の供給区域	栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県および静岡県（富士川以東）
中部電力株式会社の供給区域	愛知県、岐阜県（一部地域を除きます。）、三重県（一部地域を除きます。）、静岡県（富士川以西）および長野県
関西電力株式会社の供給区域	滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県（一部地域を除きます。）、福井県の一部、岐阜県の一部および三重県の一部
中国電力株式会社の供給区域	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、兵庫県の一部、香川県の一部、愛媛県の一部
四国電力株式会社の供給区域	徳島県、高知県、香川県（一部を除きます。）、愛媛県（一部を除きます。)
九州電力株式会社の供給区域	福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県
東北電力株式会社の供給区域	青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県、新潟県
北陸電力株式会社の供給区域	富山県、石川県、福井県（一部を除きます。）、岐阜県の一部、
北海道電力株式会社の供給区域	北海道

## 2. ご使用開始日、需給契約の成立、ご契約期間等について

### (1) ご使用開始日（需給開始日）

- ① 他小売事業者からの切り替え（スイッチング）の場合  
お客さまと当社との需給契約の締結後、原則として標準処理期間（需給契約の切り替え手続き等に要する期間）満了後の最初の検針日となります。
- ② お引越先で当社の電気をご使用される場合  
原則として、お客さまがご希望された日をご使用開始日といたします。なお、お申込みが使用開始の翌日以降となった場合でも、ご使用開始日に遡ってご契約いただきます。
- ③ ①②の場合とも、具体的なご使用開始日は、別途当社より郵送される「契約締結のお知らせ」にてお客さまにお知らせいたします。

## (2) 需給契約の成立

需給契約は、お客さまの申込みを当社が承諾したときに成立いたします。

## (3) ご契約期間および自動更新

ご契約期間は、需給契約が成立した日から、需給開始の日以降、2年目の日までといたします。ただし、原則として契約期間満了日の10営業日前までにお客さまから別段の意思表示がない場合には、本契約は契約期間満了後は1年ごとに同一条件で更新されるものといたします。なお、契約期間が更新される場合、当社は、更新前に書面を交付することなく更新後の契約期間のみをお客さまに説明し、更新後に、当社の名称および住所、需給契約の契約更新年月日、更新後の契約期間ならびに供給地点特定番号を当社が適当と判断した方法によりお知らせすることとし、お客さまは、このことについて、あらかじめご承諾いただきます。なお、ご契約期間内の需給契約の廃止については、「11.需給契約の変更および解約等」をご参照ください。

## 3. 需給契約のお申込み

お客さまが新たに需給契約を希望される場合は、あらかじめ当社の供給約款および一般送配電事業者の託送供給等約款における需要者に関する事項（詳細は、「14.託送供給等約款に定められた需要家の責任に関する事項の遵守」をご参照ください。）を遵守することをご承認のうえ、当社所定の様式によってお申込みをしていただきます。申込書の記載方法については、別紙1をご参照ください。なお、お申込みに際し当社は、お客さまの本人確認を行なうことがあります。

## 4. 現在の需給契約の解約等にもなう不利益事項について

需給契約を他の小売電気事業者から当社に切り替えていただく場合には、他の小売電気事業者との現在の需給契約を解約すること等により、次のような不利益を被る可能性がありますのでご注意ください。また、実際にどのような不利益を被るかにつきましては、現在の小売電気事業者とのご契約内容をご確認ください。

なお、想定される不利益事項の例示（ただし、これらに限られるものではありません。）については、次のとおりです。

- ① 違約金または解約精算金等の発生（長期契約の場合の途中解約の場合など）
- ② ポイント等の特典の失効
- ③ 継続使用期間に応じた割引を受けている場合、継続使用割引に適用される継続使用期間の消滅 等

## 5. スマートメーターの設置、その他工事費用

- スwitching等の需給契約の切り換えにもなう、スマートメーター<sup>\*</sup>が設置されていないお客さまはスマートメーターへの交換が必要となります。  
※スマートメーターとは、検針・料金徴収業務に必要な双方向通信機能や遠隔開閉機能を有した電子式メーターをいいます。このスマートメーターにより遠隔から自動的に検針したり、インターバルが短い30分ごとの細かい電気のご使用量を計量することができるようになります。
- スマートメーターは、一般送配電事業者または一般送配電事業者から依頼を受けた工事会社等が設置し、一般送配電事業者が所有し、維持および運用を行ないます。
- スマートメーターの設置工事日につきましては、事前に、一般送配電事業者または工事会社等からお客さま宛てにお知らせいたします。
- スマートメーターへの取替工事に係る費用は無料で、原則として、停電することはありません。ただし、スマートメーターへの取替工事が必要となる場合はブレーカーを「OFF」にすることやブレーカーを取り替えること等により、一時的に停電する場合がありますので、あらかじめご理解いただきますようお願いいたします。
- お客さまのご要望（計量器の設置位置の変更等）によって、一般送配電事業者が維持および運用する供給設備に工事が発生する場合には、一般送配電事業者の託送供給等約款および当社の供給約款に記載されている内容にもとづき、お客さまに工事費負担金に相当する金額をご負担いただくことがあります。この場合、当社からお客さまにお知らせし、原則として工事着手前に、当該工事費負担金をご請求させていただきます。

## 6. 契約電流 (A)、契約容量 (kVA)、契約電力 (kW)

### (1) 契約電流

- 契約電流は、ご契約上使用できる最大電流 (アンペア [A]) をいい、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルト (V) に換算した値といたします。また、契約電流は、20 アンペア (A)、30 アンペア (A)、40 アンペア (A)、50 アンペア (A) または 60 アンペア (A) のいずれかとし、お客さまのお申し出により定めます。ただし、原則として、スイッチングのお申し込み時に契約電流を変更することはできません。なお、関西電力株式会社、中国電力株式会社、四国電力株式会社の供給区域は、契約電流の設定は行なっておりません。
- 現在の需給契約の契約電流が 10 アンペア (A) 以下のお客さまは、事前に現在の小売電気事業者を通じて契約アンペアを 20 アンペア (A) 以上に変更したうえでお申込みください。
- 契約電流に応じて一般送配電事業者が、電流制限器その他の適当な装置 (以下「電流制限器等」といいます。) を取り付けます。なお、この電流制限器等の取り付けにともない、お客さまが費用をご負担されることはありません。

### (2) 契約容量

ご契約上使用できる最大容量 (キロボルトアンペア [kVA]) をいい、原則として、あらかじめ設定していただいた契約主開閉器の定格電流にもとづき算定された値といたします。詳細は、当社の供給約款 16 (料金等) (2) 八をご参照ください。

### (3) 契約電力

ご契約上使用できる最大電力 (キロワット [kW]) をいい、原則として、あらかじめ設定していただいた契約主開閉器の定格電流にもとづき算定された値といたします。詳細は、当社の供給約款 16 (料金等) (3) 八をご参照ください。

## 7. 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式、供給電圧および周波数は、一般送配電事業者の託送供給等約款の定めによりますが、原則として、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルト (V) もしくは 200 ボルト (V)、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルト (V) および 200 ボルト (V)、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルト (V) とし、周波数は、東京電力パワーグリッド株式会社、東北電力株式会社および北海道電力株式会社を供給区域とする場合は、原則として標準周波数 50 ヘルツ (Hz)、中部電力株式会社、関西電力株式会社、中国電力株式会社、四国電力株式会社、九州電力株式会社および北陸電力株式会社を供給区域とする場合は、原則として標準周波数 60 ヘルツ (Hz) といたします。

## 8. 検針日、使用電力量の計量および電気料金の算定期間

### (1) 検針日

検針日は、一般送配電事業者が実際に検針を行った日、または検針を行ったものとされる日といたします。

### (2) 使用電力量の計量

使用電力量の計量は、1 か月ごとに一般送配電事業者の計量器により計量した値といたします。

### (3) 電気料金の算定期間

電気料金の算定期間は、原則として、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間とし、記録型計量器 (スマートメーター) により計量される場合は、前月の計量日 (電力量計の値または 30 分最大需要電力計の値が記録型計量器に記録される日) から当月の計量日の前日までの期間といたします。ただし、お客さまが電気の使用を開始 (もしくは廃止等) した場合等により、料金の算定期間が 25 日以下もしくは 35 日以上となった場合、または契約内容の変更等により電気料金に変更があった場合で、料金の算定期間が 25 日以下もしくは 35 日以上となった場合については、当社の供給約款 22 (日割計算) にもとづき日割計算を行いません。

## 9. 電気料金の算定方法

- 電気料金は、別紙 2 で定める契約種別ごとに、契約電流、契約容量、契約電力の大きさで決まる基本料金と、使用電力量に応じて計算する電力量料金に、再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えて計算いたします。なお、電力量料金は、燃料価格の変動に応じて、燃料費調整額を加算または差し引きして計算いたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は半額となります。
- お客さまが支払期日を経過してなお電気料金をお支払いいただけない場合は、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて、年 10 パーセント（%）の延滞利息を申し受けます。
- 電力量料金については、料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。
- その他、電気料金の算定方法の詳細は、当社の供給約款に定めるところによります。

## 10. 電気料金その他の支払方法

電気料金については毎月、工事費負担金その他についてはそのつど、当社が指定した電気料金その他の収納業務を行なう事業者、または当社が指定した金融機関等を通じて期日までにお支払いいただきます。ただし、一般送配電事業者の検針スケジュールやその他特別の事情がある場合には、2 か月分以上の電気料金をまとめてお支払いいただくことがあります。なお、電気料金のお支払い方法については、当社所定の様式により、あらかじめ次の方法から申し出ていただきます。

銀行等の金融機関を利用した口座振替、クレジットカード払い

口座振替およびクレジットカード払いができない場合は、振込用紙での振込みによるお支払いに変更させていただくことがあります。また、工事費負担金に相当する金額のお支払いについても、振込用紙でのお支払いとなります。なお、振込みによりお支払いいただく場合の手数料は、お客さまにご負担いただきます。

<ご注意>

- 当社は、電気料金に係る書面による請求は原則としていたしません。お客様からの申し出により書面を発行する場合は、発行手数料として 1 通につき 200 円（税別）を申し受けます。
- 使用電力量および電気料金、その他のご請求金額等は専用の Web サイトにてご確認ください。
- 振込用紙の再発行を行なう場合には、別途、発行手数料として 1 通につき 200 円（税別）を申し受けます。
- お客さまのご都合により、上記 10（電気料金その他の支払方法）のお支払いが支払期日までになされなかった場合、当社より振込用紙を発行してお支払いをお願いすることがあります。この場合、発行手数料として 1 通につき 200 円（税別）を申し受けます。
- 支払証明書の発行をご希望のお客さまは、当社電力受付センターまでお申込みください。発行手数料 400 円（税別）および印紙代（印紙代は不要な場合があります。）をご請求させていただきます。なお、支払証明書は、過去の支払料金を証明するものとなります。

## 11. 需給契約の変更および解約等

契約期間内における需給契約の変更および解約等につきましては、次のとおりとなります。

### (1) お客さまからの需給契約の変更および解約

- ① お客さまが需給契約の変更を希望される場合は、原則として当社所定の様式によってお申込みをしていただきます。なお、この場合、当社は、本人確認をさせていただくことがあります。
- ② お引越し等、お客さまのご都合により電気を継続してご使用にならないことが明らかな場合は需給契約を解約することができますので、お引越しの時期が決まりましたら、すみやかに当社「電力受付センター」までご連絡をお願いいたします。なお、この場合、当社は本人確認をさせていただきます。
- ③ 当社から他の小売電気事業者へ需給契約を切り替える場合の需給契約の解約は、他の小売電気事業者を通じて行なわれますので、お客さまから当社にご連絡をいただく必要はありません。

- ④ 需給開始の日以降、2年目の日までにおける需給契約の解約時には解約事務手数料として3,500円（税別）を申し受けます。

## (2) 当社からの需給契約の解除

お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、お客さまとの需給契約を解除することがあります。なお、この場合、原則として15日前までにその旨をお客さまにお知らせいたします。

- ① お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払わない場合
- ② お客さまが当社の供給約款の定めにより支払を要することとなった料金以外の債務（延滞利息、違約金、工事費負担金および当社の供給約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払わない場合
- ③ お客さまが破産手続き開始、再生手続き開始、特別清算開始もしくはこれらに類する法的手続きの申し立てを受け、または自ら申し立てを行なった場合
- ④ 一般送配電事業者により電気の供給が停止される場合に該当することが明らかになった場合
- ⑤ その他、当社の供給約款にもとづき当社が必要と判断した場合

## (3) 需給開始後1年未満の需給契約の消滅等による精算金等

お客さまが契約電流、契約容量、契約電力を新たに設定し、もしくは増加された後1年に満たないで需給契約を消滅させる場合、またはお客さまが契約電力、契約容量、契約電力を新たに設定し、もしくは増加された後1年に満たないで契約電流、契約容量、契約電力を減少しようとする場合で、託送供給等約款に定めるところにより、当社が料金または工事費の精算（以下「1年未満臨時精算」といいます。）に係る請求を一般送配電事業者から受けた場合には、当社は、1年未満臨時精算に相当する金額をお客さまから申し受けます。なお、ブレーカー等の一般送配電事業者の供給設備を常置する場合は、1年未満臨時精算の対象とならないことがあります。

## (4) 最終保障供給・特定小売供給のお申込み

当社との需給契約の解約にともない、お客さまが他の小売電気事業者から電気の供給を受けられない場合で、引き続き電気の供給を希望される場合には、お客さまはその供給区域で供給義務を負っている小売電気事業者に対し、特定小売供給を申し込むことにより電気の供給を継続することができます。

## 12. 工事費負担金相当額の申受け

当社は、一般送配電事業者からお客さまへの電気の供給に係る工事費負担金の請求を受けた場合、請求を受けた金額に相当する金額を、原則として、一般送配電事業者の工事着手前にお客さまから申し受けます。なお、工事費負担金に関する詳細は、当社の供給約款47（工事費負担金およびその申受け等）をご参照ください。

## 13. 違約金の申受け

お客さまが、電気工作物の改変等によって不正に電気を使用され、そのために電気料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。なお、違約金に関する詳細は、当社の供給約款31（違約金）をご参照ください。

## 14. 託送供給等約款に定められた需要家の責任に関する事項の遵守

お客さまが当社に需給契約に係るお申込みをいただくにあたり、一般送配電事業者の託送供給等約およびその他の託送供給に関する供給条件等に定められた「需要家の責任に関する事項」を遵守し、かつ、当該事項を遵守する旨の承諾をしていただきます。詳細は、当社の供給約款7（需給契約の申込み）、27（需要場所への立入りによる業務の実施）、28（電気の使用にともなうお客さまの協力）、52（調査に対するお客さまの協力）および53（保安等に対するお客さまの協力）をご参照ください。

なお、この「需要家の責任に関する事項」の内容は、例えば次のとおりとなります（ただし、これらに限られません）。

- お客さまへの電気の供給にあたり、一般送配電事業者の供給設備の工事および維持のために必要な用地の確保等についてご協力いただきます。
- 電気の供給に必要な業務を行なうために、一般送配電事業者等がお客さまの敷地内等に立ち入る場合、その立入り許可の承諾などの協力をさせていただきます。
- 引込線、計量器等の一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障がある、もしくはそのおそれがあると認められた場合、またはお客さまが電気工作物の変更の工事を行ない、その工事が完成した場合には、その旨を一般送配電事業者へ通知させていただきます。

## 15. 供給約款の変更および説明方法に関する事前のご承諾

- お客さまが当社へ需給契約をお申込みいただくにあたり、当社の供給約款をあらかじめご承諾いただきます。
- 当社は、次の場合に供給約款を変更することがあります。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は変更後の電気供給約款によります。
  - ① 一般送配電事業者の託送供給等約款が改定された場合、関連する法令等が改正された場合その他当社が必要と判断した場合
  - ② 消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税の税率が変更された場合
  - ③ その他当社がとくに必要と判断した場合
- 当社が当社の供給約款等の需給契約に関する供給条件を説明した書面を交付する場合（当社の供給約款の変更にとともに、変更の際の供給条件の説明、契約変更前の書面交付および契約変更後の書面交付を行なう場合を含みます。）、当社は、専用の Web サイトに記載する方法その他当社が適当と判断した方法により行なうこと、および説明内容や記載事項を当社が一部省略することについて、お客さまが同意するものといたします。詳細は、当社の供給約款 2（供給約款の変更）をご参照ください。
- 当社の供給約款の変更の内容が需給契約の内容の実質的な変更をとみなさない場合等における供給条件の説明については、当社は、関係する法令等の範囲内において、原則としてその変更の内容（概要のみの説明を含みます。）のみをお客さまにお知らせいたします。

## 16. 個人情報の取扱い

### (1) 利用目的

当社が取得するお客さまの個人情報は、電力小売等のサービスに関する、商品・サービス・催し物のご案内の送付、サポートやお問い合わせ・ご相談への対応、商品やサービスの開発、市場調査やアンケート調査の実施、契約の締結・履行、請求業務、法令等により要求された業務、その他これらに付随する業務を行なうために必要な範囲内で利用させていただきます。

### (2) 個人情報の委託

上記利用目的の範囲内で、外部の業者や当社のグループ会社に委託することがあります。なお、委託先に対しては、当社と同等の個人情報保護を徹底させ、適切な管理・監督を実施いたします。

### (3) 共同利用の範囲

当社は小売電気事業者として、次表のとおり個人情報の共同利用を行ないます。

項目	規定
共同利用する者の範囲	<p>○当社は次の者との間でお客さまの個人情報を共同で利用することがあります<sup>*1</sup>。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小売電気事業者<sup>*2</sup></li> <li>・一般送配電事業者<sup>*3</sup></li> <li>・電力広域的運営推進機関</li> <li>・需要抑制契約者<sup>*4</sup></li> </ul>

共同利用の目的	①接続供給契約もしくは発電量調整供給契約（以下「託送供給等契約」といいます。）の締結、変更または解約のため ②需給契約の廃止取次 <sup>※5</sup> のため ③供給（受電）地点に関する情報の確認のため ④電力量の検針、設備の保守・点検・交換、停電時・災害時等の設備の調査その他の託送供給等契約にもとづく一般送配電事業者の業務遂行のため ⑤ネガワット取引に関する業務遂行のため
共同利用するお客さま情報	①基本情報：氏名、住所、電話番号および需給契約の契約番号 ②供給（受電）地点に関する情報：託送供給等契約を締結する一般送配電事業者の供給区域、離島供給約款対象、供給（受電）地点特定番号、託送契約高情報、電流上限値、接続送電サービスメニュー、力率、供給方式、託送契約決定方法、計器情報、引込柱番号、系統連系設備有無、託送契約異動年月日、検針日、契約状態、廃止措置方法 ③ネガワット取引に関する情報：発電販売量、需要調達量、需要抑制量、ベースライン
共同利用の管理責任者	①基本情報：小売供給等契約を締結している小売電気事業者（但し、離島供給又は最終保障供給を受けている需要者に関する基本情報については、一般送配電事業者） ②供給（受電）地点に関する情報：供給（受電）地点を供給区域とする一般送配電事業者 ③ネガワット取引に関する情報：需要抑制契約者
項目	規定
取得方法	①基本情報：本申込書により取得 ②供給（受電）地点に関する情報：一般送配電事業者から取得

※1 当社は、共同利用の目的のために必要な範囲の事業者に限定してお客さまの個人情報を共同利用するものであり、必ずしも全ての小売電気事業者、一般送配電事業者及び需要抑制契約者との間でお客さまの個人情報を共同利用するものではありません。

※2 小売電気事業者とは、電気事業法（昭和39年7月11日法律第170号）第2条の5第1項に規定する登録拒否事由に該当せず、小売電気事業者として経済産業大臣の登録を受けた事業者（電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）の附則により、小売電気事業者の登録を受けたとみなされた事業者を含みます。）をいいます（事業者の名称、所在地等につきましては、資源エネルギー庁のホームページ（[http://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity\\_and\\_gas/electric/summary/retailers\\_list/](http://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electric/summary/retailers_list/)）をご参照ください）。

※3 一般送配電事業者とは、北海道電力株式会社、東北電力株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社、中部電力株式会社、北陸電力株式会社、関西電力株式会社、中国電力株式会社、四国電力株式会社、九州電力株式会社及び沖縄電力株式会社をいいます。

※4 需要抑制契約者とは、一般送配電事業者たる会員との間で需要抑制量調整供給契約を締結している事業者（契約締結前に事業者コードを取得している事業者を含みます）をいいます（事業者の名称、所在地等については、電力広域的運営推進機関のホームページ（<https://www.occto.or.jp/privacy/negawatt-jigyousya.html>）をご参照ください）。

※5 「小売供給等契約の廃止取次」とは、お客さまから新たに小売供給等契約の申込みを受けた事業者が、お客さまを代行して、既存の事業者に対して、小売供給等契約の解約の申込みを行うことをいいます。

#### (4) 開示などの請求手続き

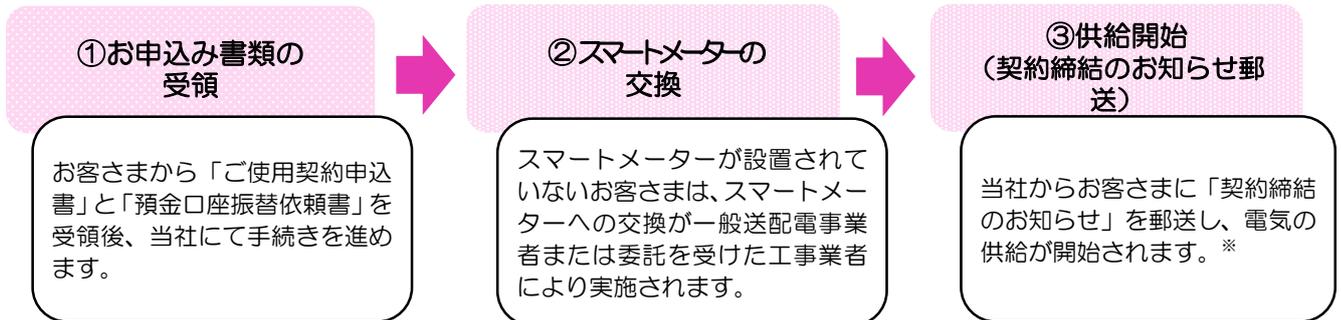
当社が保有するお客さまご自身の個人情報について、開示、利用目的の通知、訂正、追加、消去、利用の停止または第三者提供の停止をご請求いただけます。この場合には、当社の窓口までご連絡ください。なお、開示または利用目的通知の請求につきましては、有料とさせていただきます。

以上

## 供給開始までの流れと申込書記入例

### (1) 供給開始までの流れ

お客さまからお申込み書類の受領後、当社から「契約締結のお知らせ」を送付し、需要場所において必要に応じてスマートメーターに交換した後、電気の供給を開始いたします。なお、お引越し先でお申込みよりも先に電気のご使用を開始した場合であっても、実際のご使用開始日に遡ってご契約していただきます。



\*ご契約手続きの関係上、供給開始までにお客さまのお手元に「契約締結のお知らせ」が届かない場合がありますが、お知らせの到着が間に合わなくても電気のご供給は開始されます。

### (2) ご使用開始申込書の記入

お申込みにあたり、ご使用契約申込書を提出いただきます。

次のご注意事項をお読みのうえ、ご記入の際は記入漏れやお間違いのないようご注意ください。

#### <電気のご供給元を変更される場合>

- お手元に現在の電力会社の「**電気ご使用量のお知らせ(検針票)**」をご用意ください。
- 本資料または**申込店窓口、当社電力受付センター**の説明に沿って、当社所定の申込用紙に必要事項を記載のうえ、申込店窓口への提出または当社電力受付センターまでお送りください。
- 現在ご契約されている電力会社へのご解約手続きは当社が行ないますので、お客さまによる電力会社へのご解約手続きは必要ありません。

#### <お引越しのため、転居先で新たにご契約をする場合>

- 当社所定の申込用紙に、お住まいの住所・連絡先等の必要な事項を正確にご記入ください。
- 電気の「ご使用開始希望日」については、実際にご入居されて電気をご使用になられる時間(9:00-17:00の間)を記載ください。
- 既に入居され、電気をご使用されている場合は、入居された日を「ご使用開始希望日」に記載ください。

### (3) ご使用契約申込書(新規申し込み) 記入方法

- 黒色のボールペンではっきりご記入ください。
- 申込書の記入した面(1枚目)を当社電力受付センターへご返送ください。



- 記入に不備がある場合、当社では修正ができませんので、返送させていただきます
- 文字を訂正する場合、二重線で消し、金融機関お届け印で訂正印を押印してください。

訂正例

5 6 7  
1 2 3 4 ~~4 5 6~~ 印

修正液での修正はできません。

(金融機関用)

預金口座振替依頼書

自動払込利用申込書 (㊟㊟)

私は株式会社グリムスパワーから請求された金額を、収納代行会社を通じ、下記預金口座振替によって支払うこととしたいので、預金口座振替規定を確認のうえ依頼します。

ご記入日	20 年 ① 月 日	収納代行会社	SMBCファイナンスサービス株式会社
		振替日(払込日)	毎月5日・27日のいずれか (金融機関休業日の場合は翌営業日)
お申込人名 (法人名)	②		
金融機関	(銀行) (組合) (信用金庫) (信用協同組合) (信用組合) (支店) (出納所) (本店)		金融機関お届け印
支店名	③		
口座名義	③		金融機関お届け印
口座名義	③		ゆうちょ銀行お届け印
口座名義	③		④
種目コード	166301	記号欄(右詰めでご記入ください)	0 ※
払込先口座番号	00110-5-58830	払込先加入者名	SMBCファイナンスサービス株式会社

ご記入された記入欄は必ずお印を捺印してください

①ご記入日

ご記入日をご記入ください。

②お申込人名

お申込書にご記入いただいた「ご契約者さま」のお名前をご記入ください。

③お支払方法の選択

電気料金等のお支払方法について、いずれか1つをお選びいただきご記入ください。

- ゆうちょ銀行以外の金融機関での口座振替
- ゆうちょ銀行での口座振替

④お届け印の押印

金融機関にお届けの印鑑を押印ください。

また、「ゆうちょ銀行以外の金融機関」をお選びの場合、捨印欄にも金融機関お届け印を押印ください。

収納企業使用欄

収納企業名	GMOイベントゲートウェイ株式会社	料金の種類	電気料金等
契約者番号	30633601591101220442778	委託者コード	顧客コード

預金口座振替規定 ※ゆうちょ銀行以外は除く。

- 銀行(金庫・組合)に請求書が送付されたときは、私に通知することなく、請求書記載金額を預金口座から引き落としのうえ支払ってください。この場合、預金規定または当座約定規定にかかわらず、預金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の提出は不要です。
- 振替日において請求書記載金額が預金口座から払戻すことのできる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。)をこえるときは、私に通知することなく、請求書を返却してもさしつかえありません。
- この契約を解約するときは、私から銀行(金庫・組合)に書面により届出ます。なお、この届出がないまま去届にむかひから請求がない等相当の事由があるときは、特に申し出ない限り銀行(金庫・組合)はこの契約を終了したものと取り扱ってさしつかえありません。
- この預金口座振替についてかりに紛議が生じても、銀行(金庫・組合)の責めによる場合を除き、銀行(金庫・組合)には迷惑をかけません。

ゆうちょ銀行をご指定の場合は自動払込規定が適用されます。

(金融機関へのお断り)  
この預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書に不備がありましたら、不備返却事由欄の該当項目に○印をつけて速やかに右記不備返却先へご返送ください。

(不備返却事由)		
1. 預金(約金)取引なし		
2. 記号欄等相違 (店名、預金種目、口座番号)		
3. 印鑑相違		
4. その他		
備考		
捺印欄		
捺印	照合	受付印

④書類の流れ お客さま一株式会社グリムスパワー→SMBCファイナンスサービス株式会社→金融機関

新規

## 契約種別、料金単価

一般のご家庭向けの従量電灯 S、電気製品の多いご家庭や、業務用大型冷蔵庫などをご使用の商店向けの従量電灯 L、商店・事務所・店舗等で 200V をご使用される場合の低圧電力をご用意しています。

本プランは、Jリーグに加盟する横浜 FC とのコラボレーションによる専用プランであり、いずれのプランも料金の一部がクラブ運営費として還元されます。なお、対象となる供給地域は関東エリア、中部エリア、関西エリア、中国エリア、四国エリア、九州エリア、東北エリア、北陸エリア、北海道エリア（2020 年 4 月開始）となります。

### (1) 関東エリア（東京電力パワーグリッド株式会社の供給地域）

- 関東エリア 横浜 FC プラン-従量電灯 S [東京電力エナジーパートナーの従量電灯 B に相当する種別]  
ご契約容量（アンペア [A]）は 20 アンペア(A)～60 アンペア(A)となります。

区分		単位	単価
基本料金	30 アンペア	1 契約	825 円 00 銭
	40 アンペア		1,100 円 00 銭
	50 アンペア		1,375 円 00 銭
	60 アンペア		1,650 円 00 銭
従量料金 (電力量料金)	最初の 120kWh まで	1kWh	19 円 78 銭
	120kWh 超過 300kWh まで		26 円 37 銭
	300kWh 超過分		26 円 37 銭

(税込)

- 関東エリア 横浜 FC プラン-従量電灯 L [東京電力エナジーパートナーの従量電灯 C に相当する種別]  
原則 6kVA 以上、50kVA 未満でのご契約となります。

区分		単位	単価
基本料金	6kVA～50kVA 未満	1kVA	276 円 83 銭
従量料金 (電力量料金)	最初の 120kWh まで	1kWh	19 円 78 銭
	120kWh 超過 300kWh まで		26 円 37 銭
	300kWh 超過分		27 円 33 銭

(税込)

- 関東エリア 横浜 FC プラン-低圧電力 [東京電力エナジーパートナー株式会社の低圧電力に相当する種別]  
1kW 毎、50kW 未満でのご契約となります。  
従量料金（電力量料金）については、毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間を夏季、10 月 1 日から翌年の 6 月 30 日までをその他季と区分して計算します。

区分		単位	単価
基本料金	1kW～50kW 未満	1kW	1,033 円 91 銭
従量料金 (電力量料金)	夏季	契約電力の 120 倍まで	17 円 37 銭
		契約電力の 120 倍超過分	27 円 68 銭
	その他季	契約電力の 120 倍まで	15 円 80 銭
		契約電力の 120 倍超過分	25 円 16 銭

(税込)

## (2) 中部エリア（中部電力株式会社の供給地域）

中部エリア 横浜 FC プラン-従量電灯 S [中部電力株式会社の従量電灯 B に相当する種別]  
ご契約容量（アンペア [A]）は 20 アンペア(A)~60 アンペア(A)となります。

区分		単位	単価
基本料金	30 アンペア	1 契約	825 円 00 銭
	40 アンペア		1,100 円 00 銭
	50 アンペア		1,375 円 00 銭
	60 アンペア		1,650 円 00 銭
従量料金 (電力量料金)	最初の 120kWh まで	1kWh	21 円 05 銭
	120kWh 超過 300kWh まで		25 円 51 銭
	300kWh 超過分		26 円 17 銭

(税込)

- 中部エリア 横浜 FC プラン-従量電灯 L [中部電力株式会社の従量電灯 C に相当する種別]  
原則 6kVA 以上、50kVA 未満でのご契約となります。

区分		単位	単価
基本料金	6kVA~50kVA 未満	1kVA	276 円 83 銭
従量料金 (電力量料金)	最初の 120kWh まで	1kWh	21 円 05 銭
	120kWh 超過 300kWh まで		24 円 42 銭
	300kWh 超過分		26 円 67 銭

(税込)

- 中部エリア 横浜 FC プラン-低圧電力 [中部電力株式会社の低圧電力に相当する種別]  
1kW 毎、50kW 未満でのご契約となります。

従量料金（電力量料金）については、毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間を夏季、10 月 1 日から翌年の 6 月 30 日までをその他季と区分して計算します。

区分		単位	単価
基本料金	1kW~50kW 未満	1kW	1,054 円 18 銭
従量料金 (電力量料金)	夏季	契約電力の 120 倍まで	17 円 04 銭
		契約電力の 120 倍超過分	25 円 75 銭
	その他季	契約電力の 120 倍まで	15 円 49 銭
		契約電力の 120 倍超過分	23 円 41 銭

(税込)

## (3) 関西エリア（関西電力株式会社の供給地域）

- 関西エリア 横浜 FC プラン-従量電灯 S [関西電力株式会社の従量電灯 A に相当する種別]

区分		単位	単価
最低料金	15kWh まで	1 契約	286 円 02 銭
従量料金 (電力量料金)	15kWh 超過 120kWh まで	1kWh	20 円 30 銭
	120kWh 超過 300kWh まで		24 円 67 銭
	300kWh 超過分		25 円 43 銭

(税込)

- 関西エリア 横浜 FC プラン-従量電灯 L [関西電力株式会社の従量電灯 B に相当する種別]  
原則 6kVA 以上、50kVA 未満でのご契約となります。

区分		単位	単価
基本料金	6kVA~50kVA 未満	1kVA	391 円 95 銭
従量料金 (電力量料金)	最初の 120kWh まで	1kWh	17 円 91 銭
	120kWh 超過 300kWh まで		21 円 19 銭
	300kWh 超過分		21 円 97 銭

(税込)

- 関西エリア 横浜 FC プラン-低圧電力 [関西電力株式会社の低圧電力に相当する種別]

1kW 毎、50kW 未満でのご契約となります。

従量料金 (電力量料金) については、毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間を夏季、10 月 1 日から翌年の 6 月 30 日までをその他季と区分して計算します。

区分		単位	単価
基本料金	1kW~50kW 未満	1kW	983 円 13 銭
従量料金 (電力量料金)	夏季	契約電力の 120 倍まで	14 円 62 銭
		契約電力の 120 倍超過分	25 円 17 銭
	その他季	契約電力の 120 倍まで	13 円 13 銭
		契約電力の 120 倍超過分	23 円 14 銭

(税込)

#### (4) 中国エリア (中国電力株式会社の供給地域)

- 中国エリア 横浜 FC プラン-従量電灯 S [中国電力株式会社の従量電灯 A に相当する種別]

区分		単位	単価
最低料金	15kWh まで	1 契約	282 円 36 銭
従量料金 (電力量料金)	15kWh 超過 120kWh まで	1kWh	20 円 77 銭
	120kWh 超過 300kWh まで		24 円 77 銭
	300kWh 超過分		26 円 97 銭

(税込)

- 中国エリア 横浜 FC プラン-従量電灯 L [中国電力株式会社の従量電灯 B に相当する種別]

原則 6kVA 以上、50kVA 未満でのご契約となります。

区分		単位	単価
基本料金	6kVA~50kVA 未満	1kVA	399 円 35 銭
従量料金 (電力量料金)	最初の 120kWh まで	1kWh	18 円 03 銭
	120kWh 超過 300kWh まで		21 円 45 銭
	300kWh 超過分		24 円 67 銭

(税込)

- 中国エリア 横浜 FC プラン-低圧電力 [中国電力株式会社の低圧電力に相当する種別]  
1kW 毎、50kW 未満でのご契約となります。

従量料金（電力量料金）については、毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間を夏季、10 月 1 日から翌年の 6 月 30 日までをその他季と区分して計算します。

区分		単位	単価
基本料金	1kW~50kW 未満	1kW	1,002 円 67 銭
従量料金 (電力量料金)	夏季	1kWh	契約電力の 120 倍まで
			契約電力の 120 倍超過分
	その他季		契約電力の 120 倍まで
			契約電力の 120 倍超過分

(税込)

#### (5) 四国エリア（四国電力株式会社の供給地域）

- 四国エリア 横浜 FC プラン-従量電灯 S [四国電力株式会社の従量電灯 A に相当する種別]

区分		単位	単価
最低料金	11kWh まで	1 契約	356 円 40 銭
従量料金 (電力量料金)	11kWh 超過 120kWh まで	1kWh	20 円 36 銭
	120kWh 超過 300kWh まで		24 円 78 銭
	300kWh 超過分		28 円 29 銭

(税込)

- 四国エリア 横浜 FC プラン-従量電灯 L [四国電力株式会社の従量電灯 B に相当する種別]  
原則 6kVA 以上、50kVA 未満でのご契約となります。

区分		単位	単価
基本料金	6kVA~50kVA 未満	1kVA	366 円 35 銭
従量料金 (電力量料金)	最初の 120kWh まで	1kWh	16 円 96 銭
			120kWh 超過 300kWh まで
	300kWh 超過分		23 円 21 銭

(税込)

- 四国エリア 横浜 FC プラン-低圧電力 [四国電力株式会社の低圧電力に相当する種別]  
1kW 毎、50kW 未満でのご契約となります。

従量料金（電力量料金）については、毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間を夏季、10 月 1 日から翌年の 6 月 30 日までをその他季と区分して計算します。

区分		単位	単価
基本料金	1kW~50kW 未満	1kW	1,007 円 64 銭
従量料金 (電力量料金)	夏季	1kWh	契約電力の 120 倍まで
			契約電力の 120 倍超過分
	その他季		契約電力の 120 倍まで
			契約電力の 120 倍超過分

(税込)

**(6) 九州エリア（九州電力株式会社の供給地域）**

九州エリア 横浜 FC プラン-従量電灯 S [九州電力株式会社の従量電灯 B に相当する種別]  
 ご契約容量（アンペア [A]）は 20 アンペア(A)~60 アンペア(A)となります。

区分		単位	単価
基本料金	30 アンペア	1 契約	858 円 00 銭
	40 アンペア		1,144 円 00 銭
	50 アンペア		1,430 円 00 銭
	60 アンペア		1,716 円 00 銭
従量料金 (電力量料金)	最初の 120kWh まで	1kWh	17 円 44 銭
	120kWh 超過 300kWh まで		22 円 75 銭
	300kWh 超過分		23 円 59 銭

(税込)

- 九州エリア 横浜 FC プラン-従量電灯 L [九州電力株式会社の従量電灯 C に相当する種別]  
 原則 6kVA 以上、50kVA 未満でのご契約となります。

区分		単位	単価
基本料金	6kVA~50kVA 未満	1kVA	287 円 83 銭
従量料金 (電力量料金)	最初の 120kWh まで	1kWh	16 円 50 銭
	120kWh 超過 300kWh まで		21 円 26 銭
	300kWh 超過分		23 円 79 銭

(税込)

- 九州エリア 横浜 FC プラン-低圧電力 [九州電力株式会社の低圧電力に相当する種別]  
 1kW 毎、50kW 未満でのご契約となります。

従量料金（電力量料金）については、毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間を夏季、10 月 1 日から翌年の 6 月 30 日までをその他季と区分して計算します。

区分		単位	単価
基本料金	1kW~50kW 未満	1kW	913 円 32 銭
従量料金 (電力量料金)	夏季	契約電力の 170 倍まで	17 円 12 銭
		契約電力の 170 倍超過分	23 円 14 銭
	その他季	契約電力の 170 倍まで	15 円 43 銭
		契約電力の 170 倍超過分	20 円 88 銭

(税込)

**(7) 東北エリア（東北電力株式会社の供給地域）**

東北エリア 横浜 FC プラン-従量電灯 S [東北電力株式会社の従量電灯 B に相当する種別]  
 ご契約容量（アンペア [A]）は 20 アンペア(A)~60 アンペア(A)となります。

区分		単位	単価
基本料金	30 アンペア	1 契約	957 円 00 銭
	40 アンペア		1,276 円 00 銭
	50 アンペア		1,595 円 00 銭
	60 アンペア		1,914 円 00 銭
従量料金 (電力量料金)	最初の 120kWh まで	1kWh	18 円 57 銭
	120kWh 超過 300kWh まで		25 円 32 銭
	300kWh 超過分		26 円 79 銭

(税込)

- 東北エリア 横浜 FC プラン-従量電灯 L [東北電力株式会社の従量電灯 C に相当する種別]  
原則 6kVA 以上、50kVA 未満でのご契約となります。

区分		単位	単価
基本料金	6kVA~50kVA 未満	1kVA	320 円 83 銭
従量料金 (電力量料金)	最初の 120kWh まで	1kWh	18 円 57 銭
	120kWh 超過 300kWh まで		25 円 32 銭
	300kWh 超過分		27 円 12 銭

(税込)

- 東北エリア 横浜 FC プラン-低圧電力 [東北電力株式会社の低圧電力に相当する種別]

1kW 毎、50kW 未満でのご契約となります。

従量料金 (電力量料金) については、毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間を夏季、10 月 1 日から翌年の 6 月 30 日までをその他季と区分して計算します。

区分		単位	単価
基本料金	1kW~50kW 未満	1kW	1,141 円 65 銭
従量料金 (電力量料金)	夏季	契約電力の 120 倍まで	15 円 95 銭
		契約電力の 120 倍超過分	28 円 58 銭
	その他季	契約電力の 120 倍まで	14 円 50 銭
		契約電力の 120 倍超過分	25 円 96 銭

(税込)

#### (8) 北陸エリア (北陸電力株式会社の供給地域)

北陸エリア 横浜 FC プラン-従量電灯 S [北陸電力株式会社の従量電灯 B に相当する種別]  
ご契約容量 (アンペア [A]) は 20 アンペア(A)~60 アンペア(A)となります。

区分		単位	単価
基本料金	30 アンペア	1 契約	693 円 00 銭
	40 アンペア		924 円 00 銭
	50 アンペア		1,155 円 00 銭
	60 アンペア		1,386 円 00 銭
従量料金 (電力量料金)	最初の 120kWh まで	1kWh	17 円 82 銭
	120kWh 超過 300kWh まで		20 円 62 銭
	300kWh 超過分		21 円 23 銭

(税込)

- 北陸エリア 横浜 FC プラン-従量電灯 L [北陸電力株式会社の従量電灯 C に相当する種別]  
原則 6kVA 以上、50kVA 未満でのご契約となります。

区分		単位	単価
基本料金	6kVA~50kVA 未満	1kVA	236 円 53 銭
従量料金 (電力量料金)	最初の 120kWh まで	1kWh	17 円 82 銭
	120kWh 超過 300kWh まで		20 円 62 銭
	300kWh 超過分		21 円 23 銭

(税込)

- 北陸エリア 横浜 FC プラン-低圧電力 [北陸電力株式会社の低圧電力に相当する種別]  
1kW 毎、50kW 未満でのご契約となります。

従量料金（電力量料金）については、毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間を夏季、10 月 1 日から翌年の 6 月 30 日までをその他季と区分して計算します。

区分		単位	単価
基本料金	1kW~50kW 未満	1kW	1,052 円 31 銭
従量料金 (電力量料金)	夏季	1kWh	契約電力の 120 倍まで
			契約電力の 120 倍超過分
	その他季		契約電力の 120 倍まで
			契約電力の 120 倍超過分

(税込)

### (9) 北海道エリア（北海道電力株式会社の供給地域）

北海道エリア 横浜 FC プラン-従量電灯 S [北海道電力株式会社の従量電灯 B に相当する種別]  
ご契約容量（アンペア [A]）は 20 アンペア(A)~60 アンペア(A)となります。

区分		単位	単価
基本料金	30 アンペア	1 契約	990 円 00 銭
	40 アンペア		1,320 円 00 銭
	50 アンペア		1,650 円 00 銭
	60 アンペア		1,980 円 00 銭
従量料金 (電力量料 金)	最初の 120kWh まで	1kWh	23 円 97 銭
	120kWh 超過 300kWh まで		28 円 15 銭
	300kWh 超過分		30 円 58 銭

(税込)

- 北海道エリア 横浜 FC プラン-従量電灯 L [北海道電力株式会社の従量電灯 C に相当する種別]  
原則 6kVA 以上、50kVA 未満でのご契約となります。

区分		単位	単価
基本料金	6kVA~50kVA 未満	1kVA	331 円 83 銭
従量料金 (電力量料金)	最初の 120kWh まで	1kWh	23 円 98 銭
	120kWh 超過 300kWh まで		27 円 96 銭
	300kWh 超過分		31 円 55 銭

(税込)

- 北海道エリア 横浜 FC プラン-低圧電力 [北海道電力株式会社の低圧電力に相当する種別]  
1kW 毎、50kW 未満でのご契約となります。

区分		単位	単価
基本料金	1kW~50kW 未満	1kW	1,161 円 50 銭
従量料金 (電力量料金)	契約電力の 120 倍まで	1kWh	17 円 68 銭
	契約電力の 120 倍超過分		26 円 10 銭

(税込)

## 電気料金の計算方法

- 電気料金は、主に次の算式にて算定されます。なお、各地域（エリア）によって計算方式が変わる場合がございますのでご注意ください。



(※1) 電気の供給に必要な燃料費の価格変動に合わせ単価を毎月設定し、使用電力量に単価を乗じた「燃料費調整額（福島ユニバーサルサービス調整額を含む）」を加減算してご請求いたします。

(※2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、再生可能エネルギーの普及を目的に、法律にもとづいて電気をご利用になる全てのお客さまにご負担いただくもので、毎年決定される告示単価に使用電力量を乗じた額を加算してご請求いたします。

### ●小売電気事業者（登録番号：A0372）

株式会社グリムスパワー



<本社所在地>

〒140-0002

東京都品川区東品川 2-2-4

<代表者名>

代表取締役 中村 友則

(媒介者)

### ●お問い合わせ先

お申込み・ご契約内容に関するお問い合わせはこちら

**株式会社グリムスパワー 電力受付センター**

受付時間 10:00~18:00（土曜・日曜・祝日・年末年始を除く）

**050-3816-5677**